

周防大島町漁業承継者支援事業支援金を交付するまでの流れ（漁業）

【支援金を受けようとする事業承継者が提出する書類】

- 1 漁業承継者支援事業支援金交付申請書（様式第1号）
- 2 漁業承継（変更）計画書（様式第2号）
- 3 誓約書（様式第3号）
- 4 漁業承継者支援事業に係る推薦書（様式第4号）



上記書類を受理したのち、内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めた場合、町から申請者に対し、交付決定通知書を交付します。

↓ 申請に係る事項の変更がある場合

【交付決定後に申請に係る事項の変更をしようとする場合】

- 1 漁業承継者支援事業変更（中止）申請書（様式第5号）
- 2 漁業承継（変更）計画書（様式第2号）

変更がある場合のみ、上記2点の書類を提出いただく必要があります

↓ 申請に係る事項の変更がない場合

【交付決定通知書を受理したのち、事業承継者が提出する書類】

※変更がない場合はこちら。

- 1 実績報告書（様式第7号）
- 2 事業承継者と被承継者との続柄がわかる書類

※なお、上記書類は、承継完了の日から30日を経過した日または交付決定通知を受けた日の属する年度末のいずれか早い日までに提出いただく必要があります。



上記書類を受理したのち、内容を審査し、適当であると認めた場合、支援金の交付を確定し、町から事業承継者に対して、支援金確定通知書を交付します。



【支援金確定通知書を受理したのち、事業承継者が提出する書類】

- 1 支援金交付請求書（様式9号）



指定された口座に支援金を交付します。

関係書類提出先：周防大島町産業建設環境部農林水産課、

周防大島町各総合支所（大島・久賀・橘・東和）